確　約　書

［　松本玲奈　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県常滑市[redacted]

（氏　　名）松本玲奈　　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［ 向達　真理子　　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）神奈川県相模原市中央区[redacted]

（氏　　名）向達　真理子

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　芥川紘一　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県清須市[redacted]

（氏　　名）芥川紘一

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　櫻井勇斗　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県名古屋市東区[redacted]

（氏　　名）櫻井勇斗

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［ 市橋一樹 ］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県清須市[redacted]

（氏　　名）市橋一樹　　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［伊藤賢吾　　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）神奈川県相模原市中央区[redacted]

（氏　　名）伊藤賢吾　　伊藤賢吾

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　台田　雄樹　　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）　愛知県北名古屋市[redacted]

（氏　　名）　台田　雄樹　　台田雄樹印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　高橋里奈　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）名古屋市 熱田区 [redacted]

（氏　　名）高橋 里奈　　㊞

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　橋本サほ　　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県名古屋市中村区[redacted]

（氏　　名）　橋本サほ　　橋本

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　藤倉 菜月　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）名古屋市港区[redacted]

（氏　　名）藤倉 菜月　藤倉菜月

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　清水智美　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）東京都日野市[redacted]

（氏　　名）清水智美　（清水智美）

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　重松 優那　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）一宮市[redacted]

（氏　　名）　重松 優那　　重松

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　宮下真裕美　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県宝市[redacted]

（氏　　名）宮下真裕美　（宮下真裕美）

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　真野 奈津美　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）弥富市[redacted]

（氏　　名）真野 奈津美　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　宮地 なおみ　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）大阪府枚方市 [redacted]

（氏　　名）宮地 なおみ　宮地

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

1730

確　約　書

［渡邉佑哉　　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県常滑市[redacted]

（氏　　名）渡邉佑哉　　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　堂園 昇平　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県清須市[redacted]

（氏　　名）堂園 昇平　　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［ 松井知之 ］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）名古屋市北区[redacted]

（氏　　名）松井知之　（松井印）

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　榊原真弓　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）名古屋市中川区[redacted]

（氏　　名）榊原真弓　印

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号

（名　　称）東陽倉庫株式会社

（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印

確　約　書

［　小林龍弥　］（以下「甲」という。）及び東陽倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する平成３１年１月１８日割当予定の乙株式１００株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である平成３１年１月１８日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

平成３０年１１月１６日

甲　（住　　所）愛知県名古屋市北[redacted]

（氏　　名）小林龍弥　　小林

乙　（住　　所）名古屋市中村区名駅南二丁目６番１７号
（名　　称）東陽倉庫株式会社
（代表者名）代表取締役社長　武藤正春　　印